

吉野川市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する
包括連携協定書

吉野川市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力するものとする。

- （1） スポーツ・健康まちづくりの推進に関すること。
- （2） 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- （3） 防災・災害対策に関すること。
- （4） 産業振興・中小企業の支援に関すること。
- （5） 観光振興に関すること。
- （6） その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容等については、甲及び乙の合意のうえ、決定する。

3 乙は、第1項各号に掲げる事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲及び乙のいずれからも書面により特段の申出がない場合は、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示し、又は漏洩してはならず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項が生じたとき又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年6月10日

甲 吉野川市

吉野川市長 原井敬

乙 徳島県徳島市徳島町2丁目19-1

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社徳島支店

支店長 宗奥晃弘